

# 国民体育大会開催基準要項細則

## 1 国民体育大会開催基準要項(以下「本則」という。)第7項第1号の3(開催地が複数の都道府県にまたがる場合)

総合開・閉会式場及び競技会場地の決定については、当該都道府県が協議の上、日本スポーツ協会の承認を得なければならない。

## 2 本則第7項第4号の2(施設基準)

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ推進への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

(国民体育大会施設基準:42頁参照)

## 3 本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)

### (1) 大会及びブロック大会

#### 1) 参加資格

① 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(i) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む)

(ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に1年以上在籍していること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

(iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 少年種別年齢域にあった時点において前号(ii)に該当していた者であること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(iii)－ii)について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。

③ 前々回又は前回の大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2大会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。

(i) 成年種別

i) 新卒業者

ii) 結婚又は離婚に係る者

[注] i)及びii)は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

- iii) ふるさと選手(51 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による)
- [注] 52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
- (ii) 少年種別
    - i) 新卒業者
    - ii) 結婚又は離婚に係る者
    - iii) 一家転住に係る者(52 頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)

[注] i)から iii)は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
  - iv) JOC エリートアカデミーに在籍する者(53 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による)
- ④ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
  - ⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。
  - ⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
  - ⑦ 選手、監督、本部役員帯同のスポーツドクター、アスレティックトレーナーは、本大会又は冬季大会参加前の1年以内に日本スポーツ協会が指定するアンチ・ドーピング教育を受講した者であること。
  - ⑧ 上記のほか、選手については次のとおりとする。
    - (i) 本則第 18 項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、別に定める「国民体育大会予選会免除に関する要領」(54 頁)及び「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(55 頁)に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。
    - (ii) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。
    - (iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。
  - ⑨ 上記のほか、監督については、大会開催年の 4 月 1 日以前から本大会終了時まで(冬季大会については、大会開催前年の 10 月 1 日以前から本大会終了時まで)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格(コーチ 1~4、教師、上級教師)を保有している者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。

## 2) 選手の年齢基準及び所属都道府県

選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。

ただし、日本スポーツ協会が特に認める場合、以下の年齢基準にかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができるものとし、年齢の下限は大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、14 歳(中学 3 年生)とする。

### ① 成年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、18 歳以上の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

- (i) 居住地を示す現住所
- (ii) 勤務地
- (iii) ふるさと (51 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 53 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

### ② 少年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、15 歳以上 18 歳未満の者とし、次のいずれか

に属する都道府県を選択することができる。

- (i) 居住地を示す現住所
- (ii) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地
- (iii) 勤務地
- (iv) 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(53頁)に定める小学校の所在地

[注] 上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以前から大会終了時まで引き続き当該地に、居住又は勤務、通学していなければならない(「居住地を示す現住所」における「日常生活」及び「勤務地」における「主たる勤務実態」については、別に基準を定める)。ただし、次の者は、この限りではない。

[成年種別]

- (a) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(55頁)の対象者

[少年種別]

- (a) 一家転住に係る者(52頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)
- (b) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(55頁)の対象者

## (2) 都道府県大会

- 1) 都道府県体協等は、大会の運営の円滑化を図るため、市町村体育・スポーツ協会、同教育委員会等と緊密な連絡をとり、前号に準拠した選手及び監督を各競技の参加者とする。
- 2) 各競技の選手及び監督は、大会主催者が定める参加申込書を提出する。
- 3) 当該競技団体に登録していない者又はチームの取り扱いは次のとおりとする。
  - (i) 大会主催者が定めた参加申込書を提出することにより、当該競技団体の一時登録者又は仮加盟者とみなし、参加料等を徴収することができる。なお、特に経験を必要とする競技については、当該競技団体が参加資格を別に定めることができる。
  - (ii) 参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本大会まで当該競技団体の定めた競技者規定等を遵守すること。

## (3) その他

参加資格等に疑義があるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

## 4 本則第10項第3号(大会の実施競技及び各競技の参加人員)

(1) 第70回大会から第73回大会における実施対象競技は次のとおり。

### 1) 正式競技(41競技)

#### ① 毎年実施競技(37競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

#### ② 隔年実施競技(4競技)

[本大会]

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

2) 公開競技(4 競技)

[本大会]

綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(2) 第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(39 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(2 競技)

[本大会]

銃剣道、クレール射撃

2) 公開競技(5 競技)

[本大会]

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(3) 第 78 回大会から第 81 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(39 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(2 競技)

[本大会]

ボクシング、クレール射撃

2) 公開競技(7 競技)

[本大会]

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、  
バウンドテニス、エアロビック

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(4) 正式競技及び特別競技の参加人員は 46 頁に示すとおり。

## 5 本則第 11 項第 1 号の 3 及び第 2 号の 4(総合成績決定方法)

### (1) 総合表彰(都道府県)における総合成績決定方法

- 1) 各都道府県の男女総合成績及び女子総合成績は、冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の得点を合計したものとし、その合計得点が多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、その次の順位を欠位とする。
- 2) 各都道府県の総合成績は、大会総務委員会が決定する。
- 3) その他業務上必要な事項は別に定める。

### (2) 競技別表彰における総合成績決定方法

各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績は、次の競技得点及び参加得点を合計し、その多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

各競技会の総合成績は、競技団体が決定するが、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

#### 1) 競技得点

競技得点は、次の 2 種類とし、第 1 位から第 8 位までの都道府県に与える。ただし、同順位の場合の競技得点は、次順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数第 3 位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	4 人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	5 人以上 7 人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	8 人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	8 点
種目	——	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

[注] 「種別」:種別などに与える得点 「種目」:種目などに与える得点

#### 2) 参加得点(83 頁)

参加得点は 10 点とし、その基準を下記のとおりとする。

- ① 都道府県が大会に直接エントリーする競技については、参加種別数にかかわらず、大会の参加をもって得点を与える。
- ② ブロック大会を経て参加する競技については、ブロック大会を大会参加とみなし、得点を与える。ただし、ブロック大会で大会の出場権を獲得しながら、大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) 参加資格違反並びにアンチ・ドーピング規則に対する違反に関わる競技順位等の取り扱い「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(85 頁)によるものとする。

## 6 本則第 13 項第 3 号(開催要望書の様式及び添付書類)

(1) 様式

開 催 要 望 書		
公益財団法人日本スポーツ協会会長 殿 文 部 科 学 大 臣 殿		
令和〇〇年の第〇〇回国民体育大会[本大会または冬季大会](スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 56 号)の施行後の国民スポーツ大会)を〇〇県において開催いたしたく、ここに要望します。		
年 月 日	都道府県体育・スポーツ協会会長名	印
	都 道 府 県 知 事 名	印
	都道府県教育委員会教育長名	印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

- 1) 都道府県議会決議書
- 2) 同一地区内都道府県の同意書

本則第 12 項第 2 号に定める同一地区内の都道府県体協等から同意を得ること。

7 本則第 14 項第 3 号(開催申請書の様式及び添付書類)

(1) 様式

開 催 申 請 書		
公益財団法人日本スポーツ協会会長 殿 文 部 科 学 大 臣 殿		
令和〇〇年の第〇〇回国民体育大会[本大会または冬季大会](スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 56 号)の施行後の国民スポーツ大会)を〇〇県において開催いたしたく、ここに申請します。		
年 月 日	都道府県体育・スポーツ協会会長名	印
	都 道 府 県 知 事 名	印
	都道府県教育委員会教育長名	印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

- 1) 都道府県議会決議書

なお、都道府県は会場地市町村との間で、競技会開催に係る合意書(又は契約書)を取り交わ

しておくこと。

2) 実施予定競技及びその種類

3) 実施予定競技の会場地とその施設概要

施設については、縦横の長さ、高さ、面積、照度、観客収容能力等を具体的に記載する。

4) 大会運営費及び施設費の予算書

収入財源を明確にし、支出については、特に新設施設の予算額と経費負担区分を明らかにする。  
年次計画のあるものについては、年度ごとの計画と予算書を明らかにする。

5) 予定会場地ごとの宿泊可能数調査書

予定会場内及び交通機関を利用して約 30 分以内に会場に到着することができる隣接地のホテル、旅館等の名称、その畳数、所有寝具数、1 人 3.3 m<sup>2</sup>(2 畳)以上を基準とした場合の収容人数と旅館側で希望する宿泊人員数を記載する。

## 8 本則第 16 項第 5 号(延期開催又は中止した大会に関する成績の取扱い及び参加資格の対応)

(1) 総合成績の取扱い

本則第 16 項(1)において、大会（本大会及び冬季大会）を中止した場合、既に終了した競技会の成績については確定するものとし、本大会を中止した場合の男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）の順位については、空位とし、確定しないものとする。

(2) 参加資格の対応

1) 当該大会の取扱い

当該大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）については、予選会実施の有無にかかわらず、参加申込は無効とし、参加資格上は「不参加」として取扱うものとする。ただし、既に実施済みの予選会については、開催実績として記録できるものとする。

2) ふるさと選手制度

当該大会が開催されていた場合、ふるさと選手制度を利用する要件を満たしていた者について、次の通りとする。

- ① 当該大会の次回大会に参加する選手は、当該大会の前回大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除（ふるさと選手制度 1 回の利用について、2 年以上連続で使用した者は、次回大会に 2 大会空けることなく、異なる都道府県から参加することが可能。）を適用可とする。
- ② 当該大会の次々回大会に参加する選手は、特例として当該大会の次回大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除を適用可とする。

## 9 本則第 20 項第 5 号(各競技会表彰式の要領)

各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

- ・成績発表
- ・表彰状授与
- ・大会会長トロフィー授与
- ・競技会会長閉会のあいさつ
- ・会場地代表歓送のことば
- ・国旗降納
- ・大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

## 10 本則第 26 項(実施要項に記載する内容)

(1) 大会実施要項

1) 総則

- ① 開催の趣旨      ② 実施競技      ③ 会期及び会場      ④ 競技方法
- ⑤ 参加資格      ⑥ 表彰の方法      ⑦ 参加申込方法
- ⑧ 宿泊申込方法      ⑨ 参加上の注意      ⑩ その他必要な事項

2) 大会日程と会場一覧表

3) 各競技実施要項

4) 天皇杯・皇后杯授与規程

5) 大会会長トロフィー授与規程

6) 日本スポーツ協会加盟競技団体一覧表

7) 開催県体育・スポーツ協会加盟団体一覧表

8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表

9) その他必要な事項

(2) 各競技別実施要項

1) 期日

2) 会場

3) 種別(種目)及び参加人員

4) 競技上の規程及び方法

5) 予選方法

6) 参加資格等

7) 成績採点方法

8) 表彰の方法

9) 参加申込方法

10) 参加上の注意

11) その他

**11 本則第 30 項第 2 号(プログラムに記載する内容)**

(1) 総合プログラムには、下記のことを掲載しなければならない。

- 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
- 2) 大会役員
- 3) 天皇杯・皇后杯授与規程
- 4) 参加人員一覧表
- 5) 各競技会別会場及び大会日程一覧表
- 6) 各競技の日程及び組合せ
- 7) その他必要な事項

(2) 競技別プログラムには、下記のことを掲載しなければならない。

- 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
- 2) 全国を統轄する競技団体会長あいさつ及び会場地市町村代表の歓迎のことば
- 3) 大会役員
- 4) 競技会役員
- 5) 競技役員、係員及び補助員
- 6) 天皇杯・皇后杯授与規程
- 7) 大会会長トロフィー授与規程
- 8) 表彰式次第



- 9) 会場図
- 10) 競技日程
- 11) 競技の見方
- 12) 組合せ
- 13) 都道府県別参加人員
- 14) その他必要な事項

(注) 6)、7)は、正式競技のみ記載する。

## 12 本則第 42 項第 1 号(国民体育大会参加者傷害補償制度の運営)

- (1) 大会参加の都道府県協等は、大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金を日本スポーツ協会に納入する。
- (2) 制度負担金の額は日本スポーツ協会が定める。
- (3) 制度負担金の充当先については、日本スポーツ協会が定める。
- (4) 都道府県代表選考過程における傷害等については、当該参加者本人及び予選会等代表選考の主催者の責任において別途傷害保険等に加入するなどの対応をとること。

### 〈 附 則 〉

- (1) 本細則は、昭和 58 年 12 月 7 日改定し、施行する。ただし、下記については、それぞれ昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
  - 3-1) ①オ(ア)
  - 3-1) ②ウ“大学を除く”
  - 5-1) ①②
- (2) 本細則の下記については、昭和 62 年 12 月 10 日改定し、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
  - 4、7-1(2)及び附則(1)
- (3) 本細則第 4 項水泳競技飛込種別の選手数については、平成元年 12 月 6 日改定し、施行する。
- (4) 本細則附則(1)については、平成 2 年 5 月 16 日改定し、施行する。
- (5) 本細則の下記については、平成 3 年 12 月 2 日改定し、施行する。
  - 4 の成年 2 部の廃止と、これに伴う実施種別と実施時期の明記
- (6) 本細則の下記については、平成 4 年 1 月 31 日改定し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
  - 4(軟式庭球をソフトテニスに変更)
- (7) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 8 日改定し、施行する。
  - 6-2)-⑤(予定会場地ごとの宿泊可能数調査書)
- (8) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 29 日新設し、施行する。
  - 11-1) (国民スポーツ振興事業)
- (9) 本細則附則(1)については、平成 7 年 6 月 21 日改定し、施行する。
- (10) 本細則の下記については、平成 8 年 1 月 9 日改定し、以下により施行する。
  - 第 2 項(施設基準)は、細則(注)2に記載の日より施行する。
  - 第 3 項(1)②のエ( )書きは、平成 8 年 1 月 9 日より施行する。
  - 第 4 項(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)は、細則補足説明記載の日より施行する。
- (11) 本細則の下記については、平成 8 年 4 月 26 日改定し、以下により施行する。
  - 第 4 項のライフル射撃競技種別の種目については、第 55 回大会より施行する。
  - 同項空手道競技種別の監督、選手数及び種目については、第 52 回大会より施行する。
- (12) 本細則の下記については、平成 8 年 6 月 11 日新設し、第 54 回大会より施行する。
  - 第 2 項及び第 4 項のゴルフ競技に関わる項目の新設。

- (13) 本細則附則(1)については、平成9年1月14日に改定し、第52回夏季大会より施行する。
- (14) 細則の下記については、平成10年6月17日改定し、以下により施行する。  
第2項の秋季大会式典会場に関わる項目は、平成10年6月17日より施行する。  
第2項及び第4項の漕艇、軟式野球及びカヌーの各競技に関わる項目は、平成10年6月17日より施行する。  
第3項(1)①オの成年2部に関わる項目については、第54回大会より施行する。
- (15) 本細則の下記については、平成10年12月9日改定し、第54回大会より施行する。  
第4項のバレーボール及び体操競技の参加人員、並びにヨット競技の種目。
- (16) 本細則第2項のヨット競技施設基準については、平成11年6月16日改定し、施行する。
- (17) 本細則第4項のサッカー競技参加人員については、平成11年9月7日改定し、第57回大会より施行する。
- (18) 本細則の下記については、平成11年12月15日改定し、以下により施行する。  
第4項のライフル射撃及びボートの各競技種目については、第55回及び第56回大会より、それぞれ施行する。
- (19) 本細則第4項のヨット競技種目については、平成12年3月8日改定し、第56回大会より施行する。
- (20) 本細則第4項の体操競技参加人員については、平成12年6月21日改定し、第56回大会より施行する。
- (21) 本細則第4項のゴルフ及びテニスの各競技参加人員については、平成12年8月23日改定し、第56回大会より施行する。
- (22) 本細則の下記については、平成12年12月13日改定し、以下により施行する。  
第2項及び第4項のヨット競技名称については、平成12年12月13日より施行する。  
第4項の弓道及びライフルの各競技参加人員については、第56回大会より施行する。
- (23) 平成13年1月6日の省庁再編に伴う文部科学省等の表記の変更については、同日改定し、施行する。
- (24) 本細則の下記については、平成13年3月14日改定し、以下により施行する。  
第2項の前文及び第4項のボウリング競技参加人員については、平成13年3月14日より施行する。  
第2項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第5項の競技得点の施行時期については、平成13年6月開催の国体委員会にて決定する。  
第8項(開催地都道府県実行委員会が日体協と協議し、承認を受けなければならない事項)については、本則第23項への振替えにより削除し、以下項を繰り上げるものとする。
- (25) 本細則第2項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第5項の競技得点については、第61回及び第58回大会より、それぞれ施行する。(平成13年6月22日開催の国体委員会にて決定)
- (26) 本細則の下記については、平成14年3月14日改定し、以下により施行する。  
第2項のアイスホッケー競技施設基準については、第59回大会より施行する。  
第6項(2)①の開催申請書添付書類については、冬季大会は第60回大会、夏・秋季大会は第62回大会の開催申請書提出時より施行する。
- (27) 本細則第4項のレスリング競技参加人員については、平成14年7月2日改定し、第58回大会より施行する。
- (28) 本細則第4項の競技参加人員(注)4については、平成14年8月20日新設し、第58回大会より施行する。
- (29) 本細則第3項(1)①ウの参加資格については、平成14年12月24日改定し、第58回以降の大会に参加した監督及び選手について適用する。
- (30) 本細則第2項のアーチェリー競技施設基準については、平成15年3月4日改定し、第60回大会より施行する。
- (31) 本細則第5項(1)①競技得点については、平成15年3月4日改定し、施行する。
- (32) 本細則第3項(1)①オ(オ)及び第5項(3)のドーピング・コントロール関連事項については、平成15年4月25日新設し、施行する。

- (33) 本細則第4項のレスリング競技参加人員については、平成15年8月19日改定し、第59回大会より施行する。
- (34) 本細則第3項(1)①オ(イ)については、平成15年12月19日新設し、第59回大会より施行する。
- (35) 本細則第3項(1)①ウの所属都道府県の特例措置については、平成16年4月13日に改定し、第60回大会より施行する。
- (36) 本細則第3項(1)①の参加資格及び②の選手の年齢基準及び所属都道府県については、平成16年4月13日に改定し、第60回大会より施行する。
- (37) 本細則第3項(1)①(ii)、(iii)の「日本国籍を有しない者」の参加資格については平成16年6月18日に改定し、第60回大会より施行する。
- (38) 本細則については、平成17年6月16日に改定し、第61回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、次の項目については第60回夏季大会より適用する。
- ・「第5項(3) アンチ・ドーピング規則違反に関わる得点等の取り扱い」
  - ・「第10項 国民体育大会参加者傷害補償制度の運営」
- (39) 本細則第4項のセーリング競技参加人員については、少年種別における使用艇種がFJ級からセーリングスピリッツ級に変更となることに伴い、平成17年12月22日改定し、第62回大会より施行する。
- (40) 本細則第4項(各競技の参加人員)については、平成15年3月25日策定の「国体改革2003」における大会規模の適正化(参加総数の削減)に伴い改定する。なお、各競技の実施時期については以下のとおり。
- ・スケート競技については、第60回大会より施行する。
  - ・サッカー競技、テニス競技、卓球競技、バドミントン競技、ライフル射撃競技、ゴルフ競技については、第61回大会より施行する。
  - ・その他の競技については、第63回大会より施行する。
  - ・体操競技少年男子種別新体操種目については、第64回大会より休止する。
  - ・バレーボール競技成年男女種別9人制については、第66回大会より廃止する。
- (41) 本細則第2項(施設基準)については、(40)の大会規模の適正化等に伴い、以下の競技において第63回大会より改定し施行する。
- ・スキー競技、ホッケー競技、ボクシング競技、バスケットボール競技、セーリング競技、ウエイトリフティング競技、ハンドボール競技、馬術競技、フェンシング競技、柔道競技、カヌー競技、ボウリング競技
- (42) 本細則第2項の山岳競技施設基準については、縦走種目を廃止し新たにクライミング種目を導入することに伴い、平成17年8月11日改定し、第63回大会より施行する。
- (43) 本細則第2項の山岳競技施設基準については、国際競技規則において、種目の名称が変更となる(クライミング種目→リード種目)ことから、平成18年12月20日改定し、第63回大会より施行する。
- (44) 本細則第4項の空手道競技参加人員(内訳)については、少年男子種別に「形」種目を導入するなど、参加人員内訳等に変更が生じることに伴い、平成18年12月20日改定し、第63回大会より施行する。
- (45) 本細則第2項のボウリング競技施設基準については、競技会場のレーン数に応じ競技日数を設定できるよう、平成19年3月7日改定し、第63回大会より施行する。
- (46) 本細則第3項第1号-1)-⑤-(iv)「単一大学又は実質的に単一大学の学生によって構成される団体競技のチームの参加に関する項」については、国体改革2003における参加制限撤廃等の観点から、平成19年3月7日改定し、第63回大会より削除する。
- (47) 本細則第4項の弓道競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から、平成19年3月7日改定し、第63回大会より施行する。
- (48) 本細則第3項第1号-1)-⑤-(v)及び第5項第3号については、(財)日本アンチ・ドーピング機構が定める日本ドーピング防止規程の発効に伴い、平成19年7月1日改定し、施行する。
- (49) 本細則第4項のボート競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成19年8月29日改定し、第63回大会より施行する。

- (50) 本細則第4項のホッケー競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から平成19年8月29日改定し、第63回大会より施行する。
- (51) 本細則第4項の馬術競技参加人員(内訳)については、各ブロック間の人員配分の均等化を考慮し、平成19年8月29日改定し、第63回大会より施行する。
- (52) 本細則第4項の水泳競技参加人員(内訳)については、各種目の普及・強化状況等を考慮し、平成19年12月19日改定し、第63回大会より施行する。
- (53) 本細則第4項のカヌー競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成20年3月19日改定し、第63回大会より施行する。
- (54) 本細則第5項第3号の「ドーピング防止規則に対する違反に関わる得点等の取り扱い」については、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則(平成15年6月20日制定、平成17年6月1日及び平成19年8月29日改定)」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定(平成19年3月7日制定)」を統合・整理した「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」を制定し(平成20年4月25日)、施行する。
- (55) 本細則第3項第1号-1)-③-(ii)-iii)の「一家転住等に係る者」における「一家転住等に伴う特例措置」については、転居先及び転居元都道府県における都道府県代表選考状況により、参加することができる都道府県を明確にするため、平成20年4月25日改定し、施行する。
- (56) 本細則第4項別表〔国民体育大会実施競技及び参加人員〕補足4・陸上競技会ハーフマラソン種目の項目については、同種目実施に係る開催地の経費負担等を考慮し、平成20年12月17日改定、削除する。
- (57) 本細則第10項第4号については、当該制度の対象がブロック大会及び本大会となったことから新たに明記し、平成20年12月17日改定、第64回国民体育大会(平成21年4月20日)より施行する。
- (58) 本細則第2項のカヌー競技施設基準及び第4項のカヌー競技参加人員(内訳)について、国際連盟規定の改定により、同競技各種目名称を変更することから、平成20年3月18日改定、第64回国民体育大会(平成21年4月1日)より施行する。
- (59) 本細則第2項の陸上競技施設基準については、(財)日本陸上競技連盟規程の改定により、平成21年6月19日改定し、施行する。
- (60) 本細則第3項第1号-1)については、平成21年8月26日改定し、第65回以降の大会に参加した選手及び監督について適用する。
- (61) 本細則第3項第1号-1)-③及び同2)については、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を設けることに伴い、平成21年12月16日改定、第65回大会より施行する。
- (62) 本細則第4項の水泳競技(競泳・飛込)及びセーリング競技参加人員(内訳)については、参加人員制限のための予備エントリー制度を導入することに伴い、平成21年12月16日改定、第65回大会より施行する。
- (63) 本細則の下記については、平成21年12月16日新設し、第70回大会より施行する。  
第2項及び第4項のトライアスロン競技に関わる項目の新設。
- (64) 本細則第1項及び施設基準における「総合開・閉会式」の表記については、第65回大会より冬季大会を含め回数を同じくする同一年の大会の開・閉会式を一本化して実施することに伴い、平成22年3月17日改定し、適用する。
- (65) 本細則第4項(各季大会の実施競技)については、平成22年3月17日改定(「国民体育大会における実施競技について(平成20年8月27日制定)」)し、第70回大会より施行する。
- (66) 本細則第1項第1号-1)-①-(ii)及び同(iii)については、平成22年6月18日改定し、第66回大会より適用する。
- (67) 本細則第4項の体操競技及びバレーボール競技参加人員(内訳)については、平成22年12月16日改定し、第66回大会より施行する。
- (68) 本細則第2項のサッカー競技施設基準については、平成23年3月25日改定し、第66回大会より施行する。
- (69) 本細則第4項のラグビーフットボール競技参加人員(内訳)については、平成23年3月25日改定し、第

- 68 回大会より施行する。
- (70) 本細則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から施行する。
- (71) 本細則第 3 項第 1 号-1)の①-(iii)-ii)及び②、⑦-(i)、本細則第 3 項第 1 号-2)-[注]、本細則第 3 項第 2 号-1)、本細則第 10 項については、平成 23 年 8 月 25 日改定し、施行する。本細則第 3 項第 1 号-1)の⑧については、平成 23 年 8 月 25 日新設し、第 68 回大会より施行する。
- (72) 本細則第 2 項のウエイトリフティング競技施設基準については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (73) 本細則第 4 項のウエイトリフティング競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (74) 本細則第 4 項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 67 回大会より施行する。
- (75) 本細則第 4 項のゴルフ競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 5 月 17 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (76) 本細則第 3 項第 1 号の 1)-①-(ii)-ii)及び(iii)、2)-[注]については、平成 24 年 6 月 21 日改定し、施行する。
- (77) 本細則第 4 項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 6 月 21 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (78) 本細則第 3 項第 1 号の 1)-①及び⑦-(i)、2)、2)-②、2)-[注]については、平成 24 年 12 月 20 日改定し、施行する。
- (79) 本細則第 4 項のテニス競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 12 月 20 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (80) 本細則第 4 項の体操競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 3 月 7 日改定し、第 69 回大会より施行する。
- (81) 本細則第 4 項のセーリング競技の実施種目については、平成 25 年 3 月 7 日改定し、第 70 回大会より施行する。
- (82) 本細則第 2 項の自転車競技施設基準については、平成 25 年 6 月 21 日改定し、第 69 回大会より施行する。
- (83) 本細則第 4 項のバスケットボール競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 6 月 21 日改定し、第 74 回大会より施行する。
- (84) 本細則第 2 項の柔道競技施設基準については、平成 25 年 12 月 12 日改定し、第 69 回大会より施行する。
- (85) 本細則第 4 項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 12 月 12 日改定し、第 70 回大会より施行する。
- (86) 本細則第 2 項のトライアスロン競技施設基準については、平成 26 年 3 月 13 日改定し、第 71 回大会より施行する。
- (87) 本細則第 4 項のホッケー競技参加人員(内訳)については、平成 26 年 3 月 13 日改定し、第 69 回大会及び第 70 回大会より施行する。
- (88) 本細則第 4 項の第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技については、平成 26 年 3 月 13 日改定し、第 74 回大会より施行する。
- (89) 本細則第 2 項のスキー競技施設基準については、平成 26 年 12 月 11 日改定し、第 70 回大会より施行する。
- (90) 本細則第 4 項の弓道競技参加人員(内訳)については、平成 26 年 12 月 11 日改定し、第 70 回大会より施行する。
- (91) 本細則第 3 項(1)1)③及び④については、平成 27 年 3 月 12 日に改定し、第 70 回本大会より施行する。

- (92) 本細則第5項第3号については、日本アンチ・ドーピング規程(2015年1月1日版)の発効に伴い、平成27年3月12日改定し、施行する。
- (93) 本細則第4項の柔道競技参加人員(内訳)については、平成27年6月11日改定し、第72回大会より施行する。
- (94) 本細則第4項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成27年12月10日改定し、第71回大会より施行する。
- (95) 本細則第6項の開催要望書の様式及び添付書類については、平成27年12月10日に新設し、施行する。
- (96) 本細則第4項の第78回大会から第81回大会における実施対象競技については、平成29年3月8日改定し、第78回大会より施行する。
- (97) 本細則第2項の山岳競技施設基準については、平成29年4月3日改定し、施行する。
- (98) 本細則第4項の山岳競技名称については、平成29年4月3日改定し、第74回大会より施行する。
- (99) 本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会の名称変更に伴い、平成30年4月1日改定し、施行する。
- (100) 本細則は、平成35年1月1日からの国民スポーツ大会への名称変更に伴い、平成30年8月30日改定し、施行する。
- (101) 本細則第2項のレスリング競技施設基準については、平成30年8月30日改定し、第74回大会より施行する。
- (102) 本細則は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度の改定に伴い、平成31年4月1日改定し、施行する。
- (103) 本細則第9項(1)については、令和元年6月13日改定し、施行する。
- (104) 本細則第7項については、令和2年12月10日に制定し、施行する(第8項以降の項番号を繰り下げ)。
- (105) 本細則第8項を第7項に繰り上げ、以降の項番号を繰り下げるものとし、第8項については、令和3年6月10日に改定し、施行する。
- (106) 本細則第8項(2)1)については、令和3年12月9日に改定し、施行する。
- (107) 本細則第3項(1)1)については、令和4年6月7日に改定し、施行する。ただし、第3項(1)1)⑦については、令和5年4月1日以降に開催する大会から施行するものとし、令和5年3月31日以前に開催の大会については努力義務とする。